

特定薬剤管理指導加算 1・2・3 早わかり

服薬管理指導料の加算 | 令和8年6月 調剤報酬改定対応 ※「特定薬剤管理指導料」は正しくは服薬管理指導料の**加算**です

① 点数・対象・算定回数

加算	点数	対象・場面	算定回数・単位
加算1 イ	10点	ハイリスク薬（特に安全管理が必要な医薬品）が 新たに処方 された患者	処方箋受付1回につき1回（イ・口重複不可）
加算1 口	5点	ハイリスク薬の 用法・用量変更 、又は 副作用発現状況等 に基づき薬剤師が必要と認めて指導	同上
加算2	100点	連携充実加算 を届け出た医療機関で 抗悪性腫瘍剤を注射 された悪性腫瘍患者。レジメン確認→電話等で確認→医療機関へ 文書提供	月1回
加算3 イ	5点	RMP に基づく安全管理資材を最初に用いた指導、又は緊急安全性情報・安全性速報が新たに発出された場合等	当該品目につき患者1人、最初に処方された1回
加算3 口	10点	調剤前の医薬品選択に係る情報が特に必要な患者（ 長期収載品の選定療養／供給不安による銘柄変更／バイオ後続品 の説明）	同上

加算1の対象薬：抗悪性腫瘍剤・免疫抑制剤・不整脈用剤・抗てんかん剤・血液凝固阻止剤（内服）・ジギタリス製剤・テオフィリン製剤・カリウム製剤（注射）・精神神経用剤・糖尿病用剤・膵臓ホルモン剤・抗HIV薬（具体的対象薬は厚労省HP掲載）

② 算定要件のポイント — 加算1・加算2

- 加算1

 - ハイリスク薬である旨を伝え、これまでの指導内容も踏まえ適切に指導
 - イは新規処方時に限る／口は用量変更・副作用等で必要と認めた時
 - 複数該当でも受付1回につき1回。確認・指導内容を薬歴に記載
- 加算2

 - レジメンを事前に閲覧・把握し薬学的管理・指導
 - 電話・ビデオ通話等で服用状況・体調変化を確認（事前同意要）
 - 確認結果を医療機関へ文書提供。同一月複数提供でも月1回

② 算定要件のポイント — 加算3

- イ：RMP資材を最初に用いた指導／緊急安全性情報・安全性速報の発出時
 - 口：選定療養対象の先発品選択・供給不安での銘柄変更・バイオ後続品（品質/有効性/安全性）の説明
 - 対象品目ごとに受付1回につき各1回。複数項目該当でも重複算定不可。薬歴に対象医薬品が分かるよう記載（供給状況に伴う場合は確保できなかった薬剤名を摘要欄に記載）
- 疑義解釈（その2・問20）**：選定療養の自己負担額が変更となる医薬品は、過去に説明済みでも、自己負担額が変わる医薬品に関して最初に処方された1回に限り加算3（口）算定可。

③ 同時算定 可否対照表

縦＋横の併算定	加算1	加算2	加算3	服薬情報等提供料	服管料4の口・ハ
加算1	—	○	○	○	×
加算2	○	—	○	×	×
加算3	○	○	—	○	×
服薬情報等提供料	○	×	○	—	—
服管料 4の口・ハ	×	×	×	—	—

○＝各々の要件を満たせば併算定可／×＝併算定不可／—＝同一項目・対象外。
・加算3算定時、要件を満たせば加算1・加算2を算定可。
・加算2の文書提供では服薬情報等提供料は算定不可。
・服管料「4の口・ハ」（特養等入所者への訪問）算定時は加算1・2・3いずれも算定しない。
・同一加算内の重複も不可：加算1のイ＋口、加算3の複数項目該当は重複算定不可。